

『高梁市立地適正化計画(暫定版)』 を策定しました

広報たかはし3月号でお知らせしました立地適正化計画について、高梁市では都市再生特別措置法に基づき、3月31日に「高梁市立地適正化計画(暫定版)」を策定し、公表しました。

計画のうち、「まちなか居住エリア(居住誘導区域)」については、市民の皆さんからご意見をうかがいながら、平成30年度までに決定します。

問 まちづくり課 ☎(21)0238

◆多極連携型・集約まちづくりの考え方

立地適正化計画については、一極集中や強制的な集約であるとの誤解が生じています。

しかし、本計画では、中心市街地を核としながら、市中心部への一極集中ではなく、各地域局周辺などを公共交通ネットワークで結び、地域間の移動手段を確保し、それぞれの地域で備えている施設・機能を相互に利用することにより、市全体として日常生活に必要なサービス等が充足できる「多極連携型・集約まちづくり」を目指します。

このように、多様な暮らしを尊重しつつ、誘導等によって年月をかけてゆるやかに集約していくなど、全ての人が安心・安全に暮らしやすいまちづくりを進めていきます。



・誘導区域

この計画は、都市計画区域を対象としており、その計画区域の中に、子育てや医療、福祉、商業などの日常生活に必要な施設を維持・確保する「まちなか便利エリア」と、これらの日常生活に必要な施設などを持続的に確保できるような一定の人口密度を維持する「まちなか居住エリア」を設けています。なお、「まちなか居住エリア」については、平成30年度に決定する予定です。



・誘導施設

誘導施設とは、「まちなか便利エリア」ごとに、市民の利便性や福祉の向上のために確保する必要がある施設のことです。「まちなか便利エリア」だけでなく、市全体の人口構成や将来人口、既存施設の立地・充足状況などを踏まえ定めています。

分野	誘導施設	定義
子育て	認定こども園	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園
福祉	福祉施設	・「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における医療及び介護の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「母子保険法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設
商業	大型商業施設	・店舗面積が1,000㎡以上のもの(大規模小売店舗立地法の届出が必要となる施設)
	観光交流施設	・観光の振興を図り、地域住民の交流や地域の活性化に資するもの
歴史・文化	図書館	・図書館法第2条に定める図書館
	博物館	・博物館法第2条に定める博物館 ・博物館法第29条に定める博物館相当施設

◆届出の対象となる行為

この計画の公表に伴い、「都市計画区域内で、まちなか便利エリア以外」に「誘導施設」を整備する場合には、整備を着手する30日前までに市へ届出をする必要があります。

なお、届出の対象となる行為は次のとおりです。これらの行為を行ううとする場合は、まちづくり課へご相談ください。詳細については、市のホームページでもご覧いただけます。

開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うおとする場合

建築等行為

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※この届出は、宅地建物取引業に規定される重要事項説明の対象となります。

